

# 当社施工物件における界壁等の施工不備に関する 原因及び再発防止策等について

【補足資料】

株式会社レオパレス21

2019年5月29日

1. はじめに

2. 界壁等の施工不備の概要

3. 原因・背景について

4. 再発防止策について

5. 経営陣の責任について

このたびは、界壁等の施工不備につきまして、当社施工物件の所有者様、入居者様をはじめとする関係者の皆様及び各ステークホルダーの皆様には多大なるご心配及びご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

界壁等の施工不備について、共同住宅という商品を扱う建設業者としてあるまじき問題であることを重く受けとめ、全社一丸となつて引続き調査及び補修の速やかな実施を行うとともに、再発防止に全力で取り組んでまいります。

なお、他社施工物件についても、継続的に調査を行い、原因究明と再発防止策の策定を行うこととしております。

1. はじめに

2. 界壁等の施工不備の概要

3. 原因・背景について

4. 再発防止策について

5. 経営陣の責任について

# 界壁等施工不備の概要

2018年4月27日以降に公表した施工不備内容は大きく下記の4類型。不備内容によって入居者の退去の必要性や方法、補修期間等は異なる状況。

	1. 小屋裏等界壁問題	2. 界壁発泡ウレタン問題	3. 外壁仕様問題	4. 天井部問題
不備の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>小屋裏又は天井裏において界壁を施工していない不備に係る問題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>界壁の内部充填材に設計図書に記載されたグラスウール又はロックウールではなく発泡ウレタンが使用されていた不備に係る問題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外壁が設計図書に記載された国土交通大臣認定の仕様に適合していなかった不備に係る問題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>天井部の施工仕上げが設計図書に記載された国土交通省告示の仕様に適合していなかった不備に係る問題</li> </ul>
必要な対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>物件所有者様及び特定行政庁と協議の上、補修方法を決定</li> <li>住戸外で補修が可能な物件シリーズと、1戸ずつ補修が必要な物件シリーズが存在*</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>物件所有者様及び特定行政庁と協議の上、補修方法を決定し、入居者様へ住替えをご案内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>物件所有者様及び特定行政庁と協議の上、補修方法を決定し、入居者様へ住替えをご案内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐火性能が劣っているため、入居者様へ速やかに住替えをご案内中</li> <li>当社管理物件の入居者様4,518名のうち、住替え完了および予定日決定は約84%(4/30時点)</li> </ul>
概念図(例)	<p>A-1 小屋裏全体に界壁が施工されていない</p> <p>A-2 軒裏のみ界壁が施工されていない</p> <p>A-3 中間階床に界壁が施工されていない</p>	<p>【設計図書の仕様】</p> <p>石膏ボード t=12.5mm 二重貼</p> <p>グラスウール又はロックウール充填</p> <p>石膏ボード t=12.5mm 二重貼</p> <p>【実際に施工された仕様】</p> <p>石膏ボード t=12.5mm 二重貼</p> <p>発泡ウレタン充填</p> <p>赤字が告示仕様不適合箇所</p>	<p>【設計図書の仕様】</p> <p>外壁(屋外側) 外壁(屋内側)</p> <p>下地間隔606mm以下</p> <p>下地間隔約455mm</p> <p>グラスウール</p> <p>サイディング</p> <p>屋内側強化石膏ボード(防火構造は石膏ボード)</p> <p>【実際に施工された仕様】</p> <p>外壁(屋外側) 外壁(屋内側)</p> <p>下地間隔が広い</p> <p>下地間隔が広い</p> <p>発泡ウレタン</p> <p>サイディング</p> <p>屋内側強化石膏ボード(防火構造は石膏ボード)</p> <p>赤字が大臣認定不適合箇所</p>	<p>【設計図書の仕様】</p> <p>天井</p> <p>強化石膏ボード(12.5mm)の上にロックウール吸音板(9mm)</p> <p>【実際に施工された仕様】</p> <p>強化石膏ボード(12.5mm)の上に化粧石膏ボード(9.5mm)</p> <p>化粧石膏ボード(9.5mm)1重貼</p> <p>赤字が告示仕様不適合箇所</p>

1. はじめに

2. 界壁等の施工不備の概要

3. 原因・背景について

4. 再発防止策について

5. 経営陣の責任について

## 根本的な原因・背景

外部調査委員会の調査及び調査結果を受けて、当社として界壁等の施工不備の根本的な原因は以下の三点に収斂されると考える。

### 経営トップの意向ばかりを気にするような企業風土・法令軽視の企業風土

- 設計部門や品質部門等が経営トップに意見を言えるような雰囲気ではなく、経営トップの意向ばかりを気にするような企業風土
- 早期の商品化のためには法令適合性が二の次になってもやむを得ないという意識
- 法令適合性や施工品質よりも経営トップの経営方針に従う企業風土

### 建築基準法を含む法令遵守意識の欠如

- ネイルシリーズの小屋裏界壁について小屋裏界壁の施工が不要であるという誤った解釈を採用
- 建築確認申請の際に実態とは異なった確認申請図を作成
- 大臣認定との不適合を認識し得たにもかかわらず発泡パネルを採用
- 新商品を開発する際に法適合性の確認を怠っていた
- 新商品導入後の特定行政庁からの法令適合性に関する指摘を真摯に受け止めていない

### 施工管理体制及び工事監理体制の不備

- 自主検査に依存した施工管理
- 建築士のほとんどが工事監理に関与していなかった
- 主任技術者の不足による不十分な工程検査等の施工管理体制の不備
- 建築士による現場での工事監理の懈怠等の工事監理体制上の不備

## 原因・背景について

### 外部調査委員会による全体的・本質的な原因・背景

外部調査委員会の最終報告書においても、「全体的・本質的な原因・背景」として、以下の点が詳細に指摘されており、界壁等の施工不備問題の根本的な原因であるとして重く受け止める。

当時の厳しい経営環境の中で「走りながら考える」との状況の下、経営危機からの脱却と請負建築事業の拡大が最優先されてしまったこと

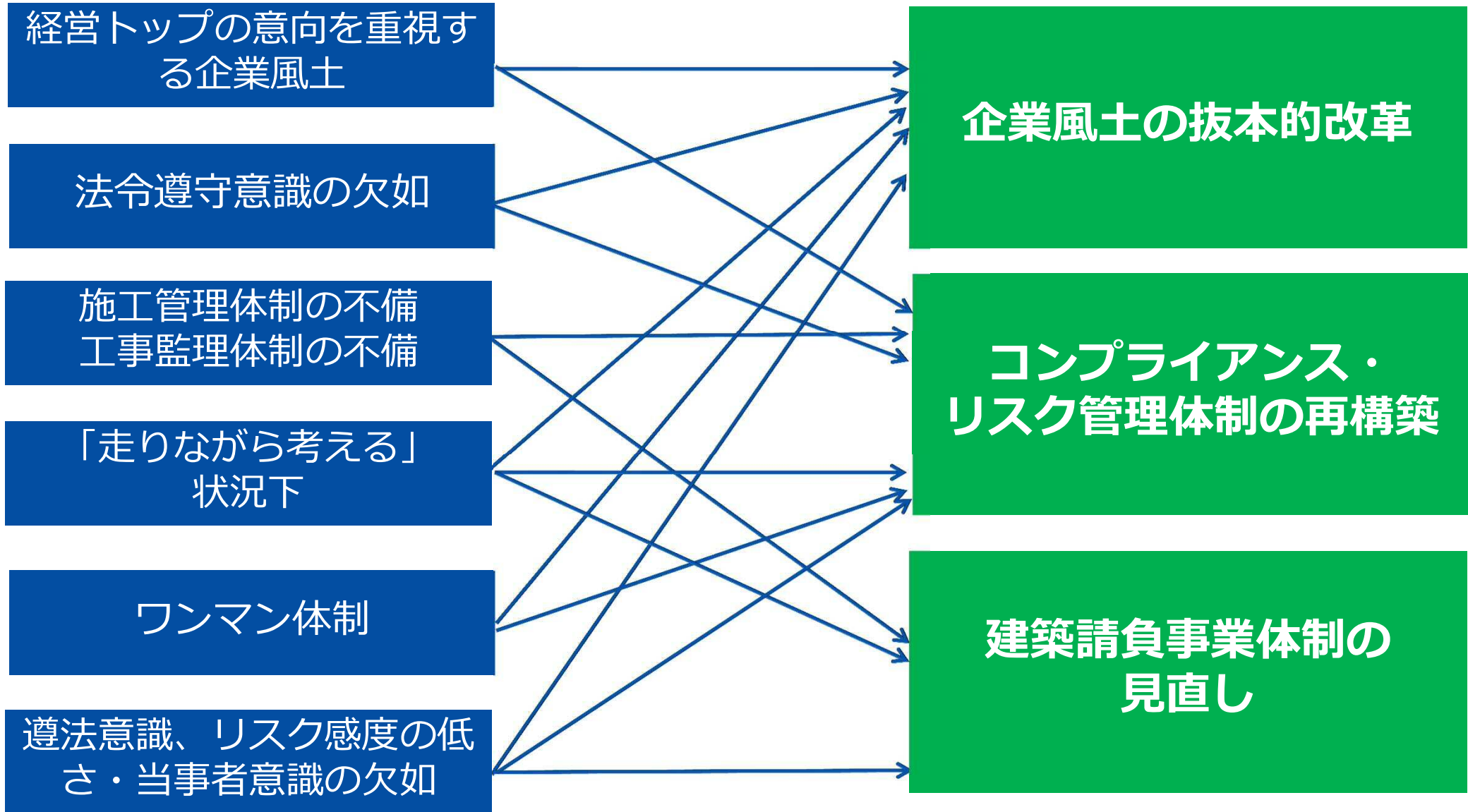
経営トップの意向ばかりが強く押し進められるワンマン体制に陥っていたこと

建築関係法令に対する遵法意識・リスク感度が低く、品質問題に対する当事者意識も欠如していたこと



# 原因・背景について

## 原因・背景と課題



1. はじめに
2. 界壁等の施工不備の概要
3. 原因・背景について
4. 再発防止策について
5. 経営陣の責任について

# 外部調査委員会の提言を受けた再発防止策

当社において再発防止策の検討を行ってきたが、外部調査委員会の再発防止策に関する提言を受け、その内容について真摯に受け止め、実効性のある再発防止策とするべく検討を行い、再発防止策を策定した。

再発防止策については、経営上の最重要課題と位置付け、すみやかに実施する方針である。

なお、各再発防止策への取組状況については、当社ホームページ上にて随時公開を行う。

## 再発防止策の全体像

### 1. 企業風土の抜本的改革

- ① 顧客本位の企業風土の醸成
- ② コンプライアンスファーストの方針の定着
- ③ ステークホルダーとの対話の実施による企業風土改革の実現
- ④ 法令違反等の報告体制の整備
- ⑤ 企業風土改革のための教育研修の実施
- ⑥ 人事制度の見直し（ジョブローテーションの強化）

### 2. コンプライアンス・リスク管理体制の再構築

- ① コンプライアンス統括部を設置
- ② コンプライアンス統括部内に建築法務部を設置し、事業部外から新商品等の法令適合性の検討及び検査を行なう
- ③ コンプライアンス委員会の運営方法の見直し
- ④ リスク管理方法の見直し
- ⑤ 新規事業等の開始及び内容の変更に関する法令適合性等の確認
- ⑥ コンプライアンス担当者制度の見直し
- ⑦ 法令違反に関する疑問が生じた場合の対応方法の見直し

### 3. 建築請負事業体制の見直し

- ① 新商品等の開発プロセスの改善
- ② 確認申請図作成段階のチェック体制の見直し
- ③ 工事監理体制の見直しによる適切な工事監理の実施
- ④ 適切な施工管理の実施による施工品質の確保
- ⑤ コンプライアンス統括部建築法務部による検査の実施
- ⑥ コンプライアンス統括部建築法務部による研修の実施

# 1. 企業風土の抜本的改革

- ① 顧客本位の企業風土の醸成
- ② コンプライアンスファーストの方針の定着
- ③ ステークホルダーとの対話の実施による企業風土改革の実現
- ④ 法令違反等の報告体制の整備
- ⑤ 企業風土改革のための教育研修の実施
- ⑥ 人事制度の見直し（ジョブローテーションの強化）

# ▶ 企業風土の抜本的改革

## ①顧客本位の企業風土の醸成

外部調査委員会の最終報告書において、界壁等の施工不備問題について、法令遵守意識が欠如していたことに加えて、品質問題に対する当事者意識・リスク感度が低かったことや「走りながら考える」との方針のもと、問題点に気づいても対策等を後回しにすることが当時の企業風土として定着していたことを指摘されたこと踏まえ、信頼を回復するため、顧客本位とする企業風土に改める。

### 顧客本位の 企業風土の醸成

✓ **界壁等の施工不備問題の根本的な原因・再発防止策について、過去のことでなく一当事者として危機感を持って取り組む**

✓ **顧客から感謝される価値を提供することの重要性について改めて役職員が理解する**

- 重要性について自覚させるため、通達・会議・教育研修等のあらゆる機会を通じて繰り返し周知徹底を図る

実施状況等を  
コンプライアンス  
委員会へ定期的  
に報告する

## ②コンプライアンスファーストの方針の定着

界壁等の施工不備問題の原因は、「走りながら考える」との状況下で、営業優先・業績優先の方針の下、建築関連法令を軽視する等、法令遵守意識が欠如していたことであったことを踏まえ、営業優先、業績優先の企業風土を改め、法令遵守を当社の事業遂行における最も重視すべき方針（コンプライアンスファースト）とする。

### コンプライアンス ファーストの 方針の定着

#### ✓ コンプライアンスファーストに関する定期的なメッセージの発信

- 2019年1月21日付でコンプライアンスファーストを経営方針とするメッセージを役職員に対して発信
- 今後も経営トップからコンプライアンスファーストに関する強いメッセージをあらゆる機会を通じて発信予定

#### ✓ コンプライアンスへの取組姿勢等に関する人事評価の導入の検討

- コンプライアンスファーストへの取組姿勢の積極的評価の検討
  - 多面的評価制度の導入の検討
- 下位役職者による上位役職者の法令遵守意識の評価や、他部署による評価等多面的な評価ができる評価制度の導入を検討

実施状況等を  
コンプライアンス  
委員会へ定期的  
に報告する

## ③ステークホルダーとの対話の実施による企業風土改革の実現

ステークホルダー  
との  
対話の実施による  
企業風土改革の  
実現

### ✓ 経営陣と従業員の積極的な対話の推進

- 経営陣と従業員の対話について開催頻度・時間を拡充して実施し活性化を促す
- 経営の意思を従業員に伝達
- 従業員の提案を事業運営に取り入れる

### ✓ 従業員意識調査の実施

- コンプライアンス意識の醸成度合い等、定期的に従業員意識調査を実施
- 調査結果を踏まえコンプライアンス研修内容等を見直す

### ✓ 各ステークホルダーとの対話の推進及びその見える化の実施（ステークホルダーエンゲージメントの実施）

- 各ステークホルダーとの対話と充実化を推進
- 対話の中で得られた情報や改善点を事業運営に反映

実施状況等を  
コンプライアンス  
委員会へ定期的  
に報告する



## ④法令違反等の報告体制の整備

当時、「走りながら考える」との状況下のもと、問題点に気づいても対策等を後回しにしていたことが界壁等の施工不備問題の原因であることに鑑み、法令違反やそのおそれがある場合について、適切な報告がなされる仕組みを構築するため、報告体制を整備した。

### 法令違反等の報告体制の整備

#### ✓ 報告ルールの周知徹底

- 当社グループの役職員はコンプライアンス違反またはそのおそれがある場合には報告・相談しなければならない旨、コンプライアンス規程に定められており、報告をしなかった場合において従業員就業規則により処分の対象としていることを改めて周知徹底する

#### ✓ 内部通報制度の周知徹底

- 従業員に対し利用方法や法令違反となる対象事案の例示
- リニエンシー制度の周知徹底
- 内部通報受付窓口担当者の育成
- 内部通報制度に関する認証制度の導入

実施状況等を  
コンプライアンス  
委員会へ定期的  
に報告する

# ▶ 企業風土の抜本的改革

## ⑤ 企業風土改革のための教育研修の実施

### 企業風土改革のための教育研修の実施

#### ✓ 界壁等の施工不備問題の根本的な原因・再発防止策の研修

- 原因と再発防止策について役職員全員が本質的な部分から理解できるよう研修を実施する
- 問題を風化させないよう繰り返し研修を行い再発防止策の定着を図る

#### ✓ 教育研修の実施

- 階層別教育
- 業務内容別教育

実施状況等を  
コンプライアンス  
委員会へ定期的  
に報告する

## ⑥ 人事制度の見直し(ジョブローテーションの強化)

### 人事制度の見直し

#### ✓ 人事制度の見直し (ジョブローテーションの強化)

- 今後、部署間の人事異動を活性化し、他部署の業務知識等について理解を深め情報共有が行なわれる組織とするべく人事制度の見直しを検討する

実施状況等を  
コンプライアンス  
委員会へ定期的  
に報告する

## 2. コンプライアンス・リスク管理体制の再構築

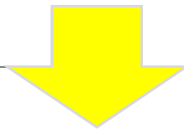
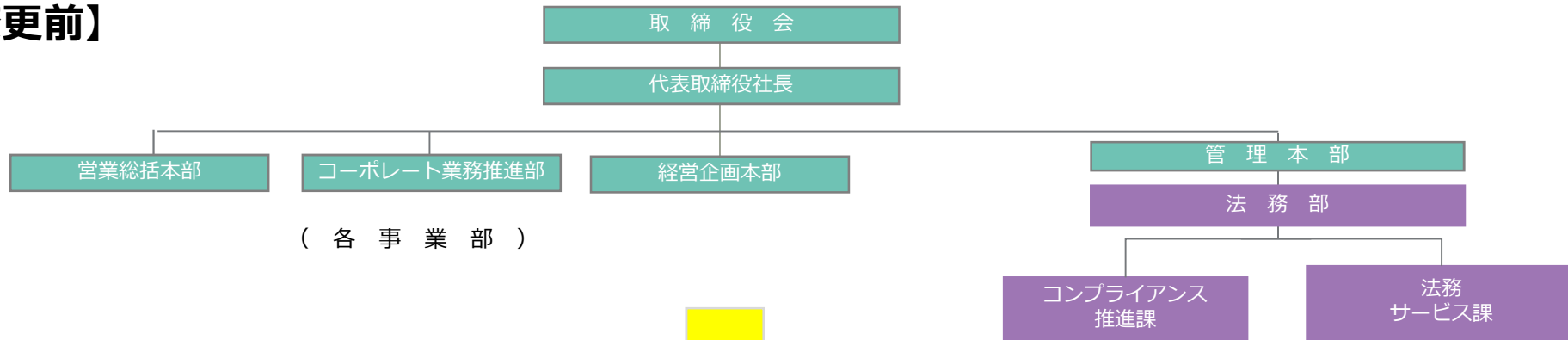
- ① コンプライアンス統括部を設置
- ② コンプライアンス統括部内に建築法務部を設置し、事業部外から新商品等の法令適合性の検討及び検査を行う
- ③ コンプライアンス委員会の運営方法の見直し
- ④ リスク管理方法の見直し
- ⑤ 新規事業等の開始及び内容の変更に関する法令適合性等の確認
- ⑥ コンプライアンス担当者制度の見直し
- ⑦ 法令違反に関する疑問が生じた場合の対応方法の見直し

# ▶ コンプライアンス・リスク管理体制の再構築

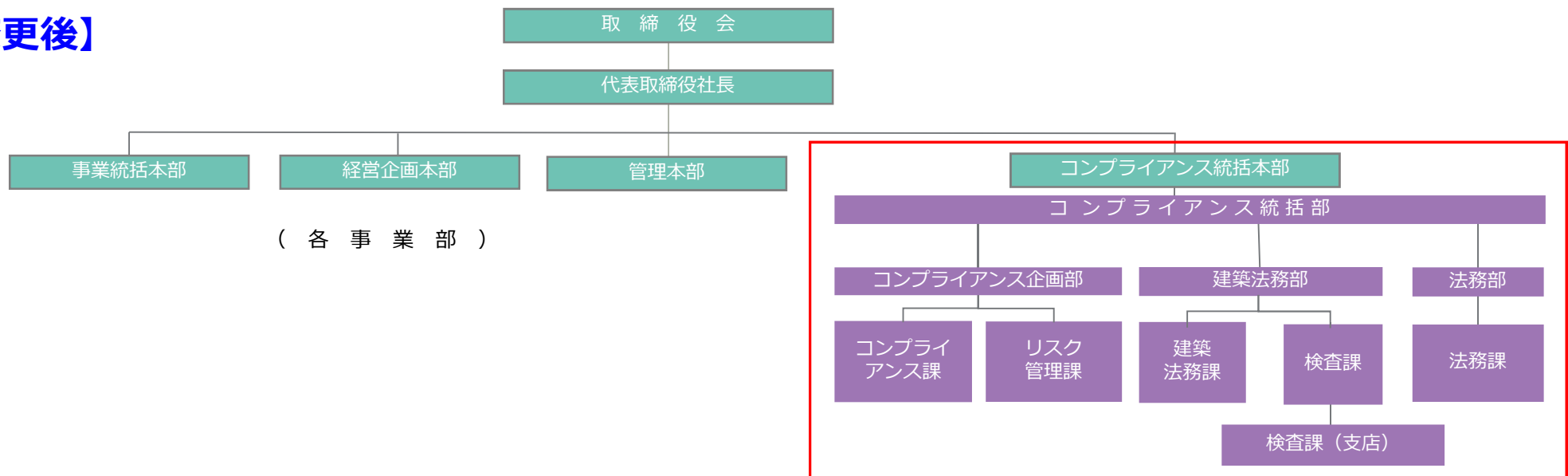
## ① コンプライアンス統括部を設置

当社グループのコンプライアンス体制を抜本的に見直し、堅固な体制を再構築すべく、「コンプライアンス統括部」を設置した。(2019年4月1日付で本部組織「コンプライアンス統括本部」に改編)

### 【変更前】

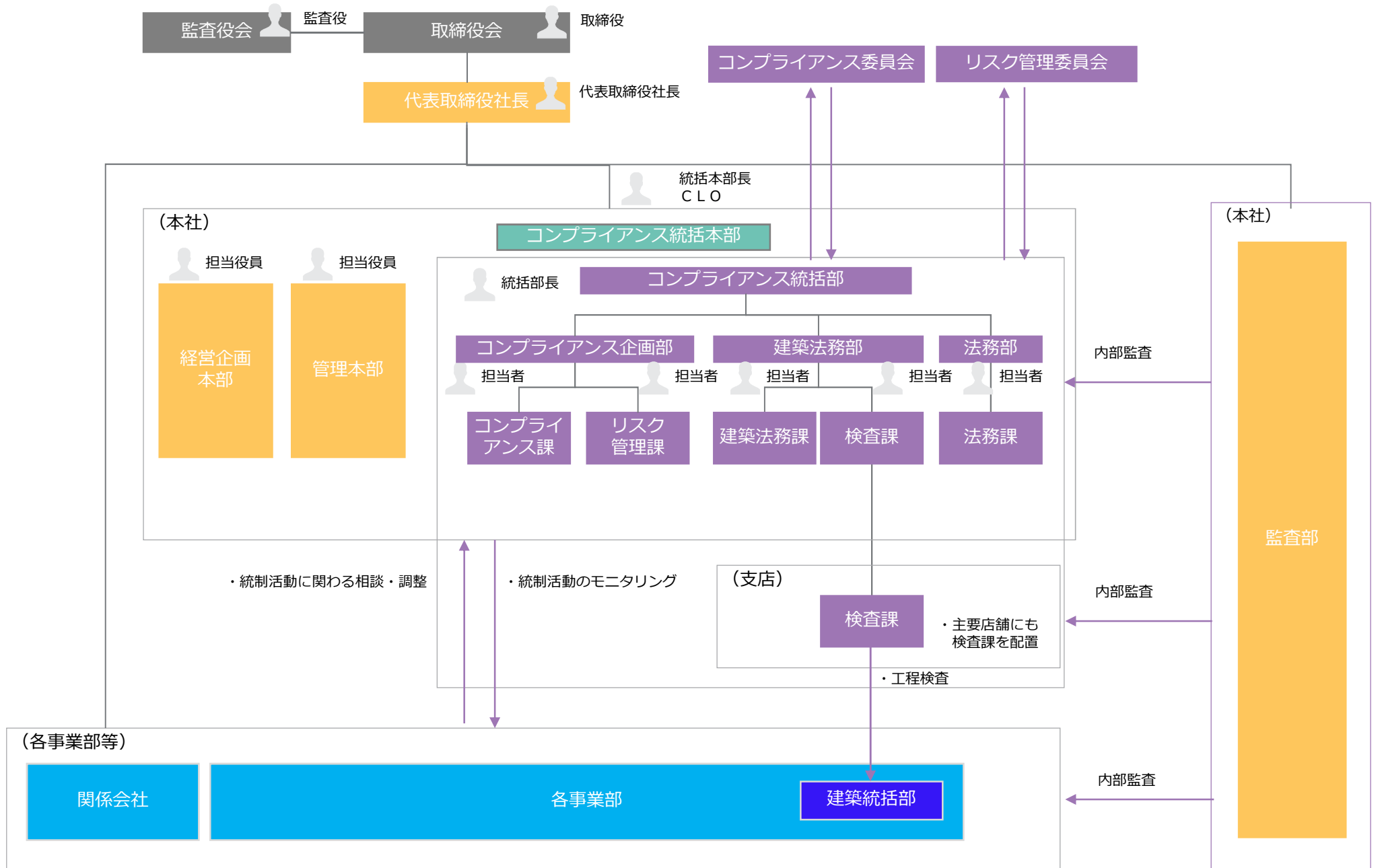


### 【変更後】



# ▶ コンプライアンス・リスク管理体制の再構築

## 【コンプライアンス・リスク管理体制】



## ②コンプライアンス統括部内に建築法務部を設置し、事業部外から新商品等の法令適合性の検討及び検査を行なう

建築請負事業部とは独立した形で法令適合性の検討を行なうこと等を目的として、2019年2月7日付でコンプライアンス統括部内に建築法務部を設置した。

### 建築法務課

- 建築業務における新規事業や新商品・新サービスのリーガルチェック及びその承認
- 建築業務における契約書等の確認
- 建築業務における法律相談の対応・支援
- 建築業務における法改正対応支援
- 建築業務における既存業務の品質、安全向上に関する整備状況確認・支援

### 検査課

- 建築業務における検査項目の策定及び実施
- 検査結果に基づく是正勧告、指導、助言、フォローアップ

## ③コンプライアンス委員会運営方法の見直し

コンプライアンス委員会の機能・運営方法について、以下のとおり見直しを行う。

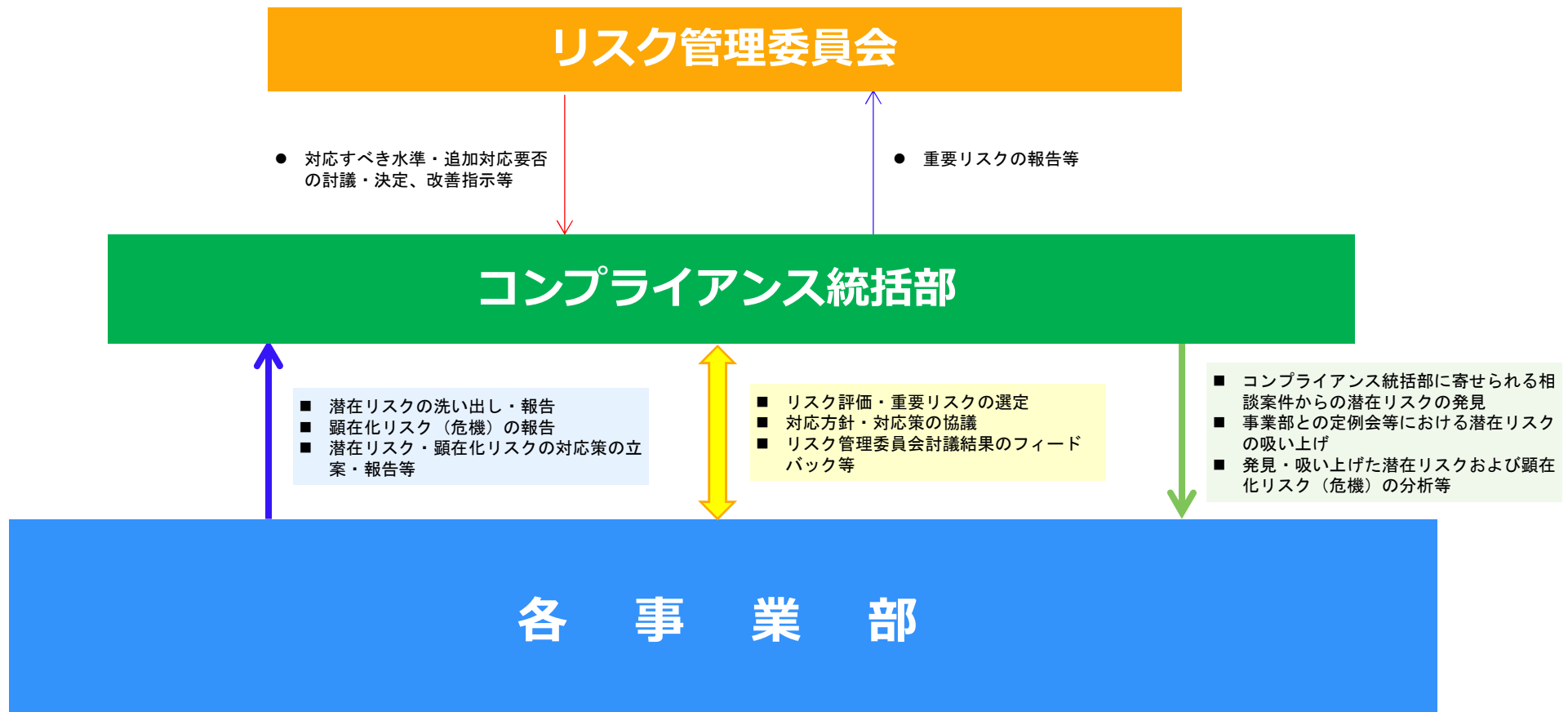
### コンプライアンス委員会

- 当社グループ全体のコンプライアンス体制上の最高機関とする
- 審議内容及び委員構成を見直し、コンプライアンス違反事案等にかかる専門的な意見を提案や活発な議論を促す体制とした
- コンプライアンス委員会の執行機関に対する牽制機能強化を目的として委員長を社外取締役とし、業務の内容等が法令に違反することが明らかである場合等においてコンプライアンス委員会から各部署に対し業務の執行の中止を指示することができる等、コンプライアンス委員会の権限を強化することを予定
- コンプライアンス委員会の透明性確保のためコンプライアンス委員会の取組み状況について社内外に対して情報発信を行なう

# ▶ コンプライアンス・リスク管理体制の再構築

## ④ リスク管理方法の見直し

リスク管理委員会において、現在は主に顕在化した発生事案への対応を行っている。  
今後は全社リスクを横断的に管理・監督するというリスク管理委員会の位置付けのもと、各事業部内の潜在的なリスクを積極的に洗い出し、リスクの重要度等に応じた実効的なリスク管理及び危機対応を行うこととする。

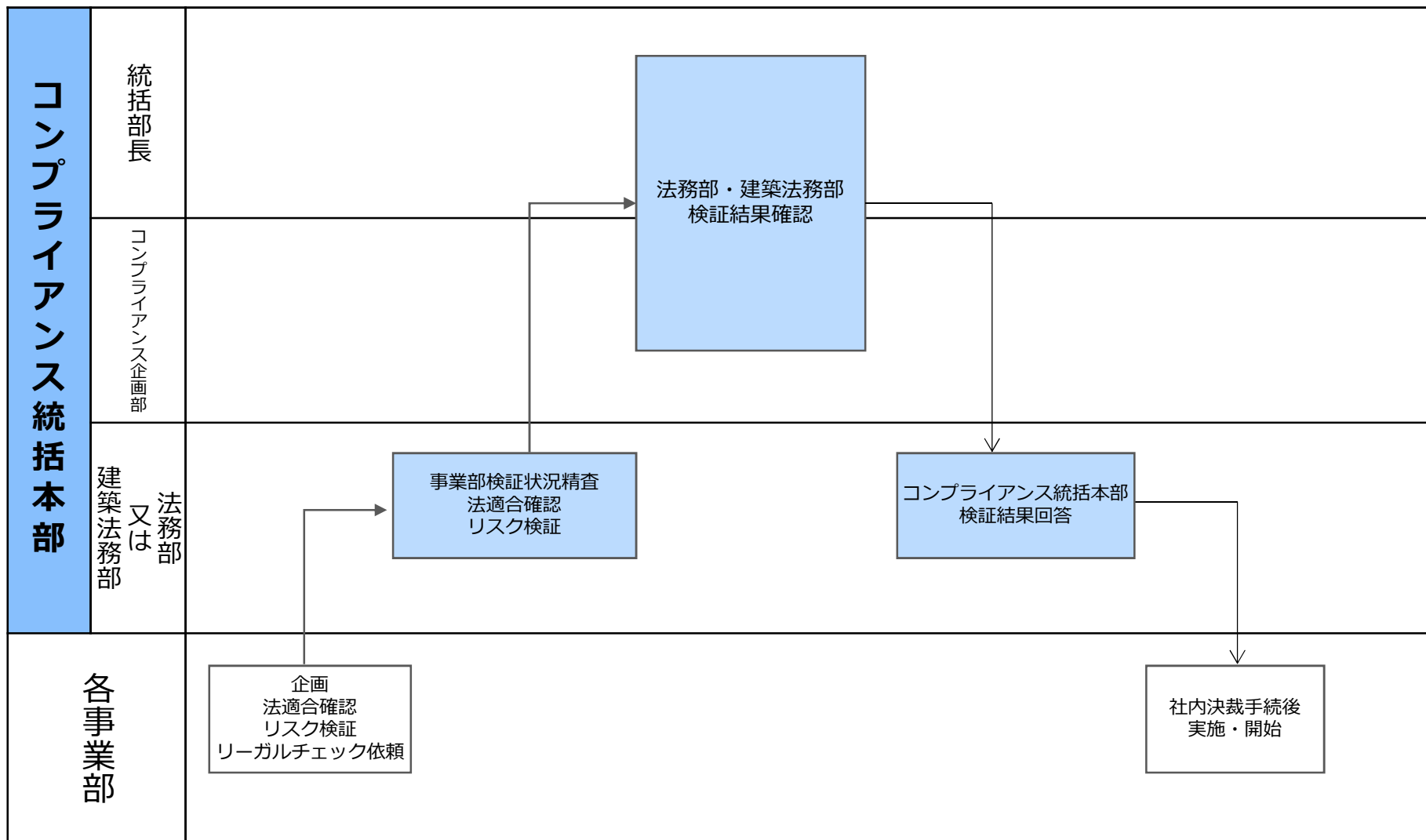




# ▶ コンプライアンス・リスク管理体制の再構築

## ⑤ 新規事業等の開始及び内容の変更に関する法令適合性等の確認

新規事業等を行う場合や事業の内容を変更する場合、従来はコンプライアンス統括部による法令適合性等のチェックが必ずしも社内手続上必要とされていなかったが、法令適合性等を確保するため、以下のとおりコンプライアンス統括部による法令適合性等を確認することとした。



## ⑥コンプライアンス担当者制度の見直し

コンプライアンス担当者制度を見直し、権限と責任を強化した上で人事制度上の位置付けも明確にすることを検討する。

コンプライアンス担当者会議を地域ごと実施し、コンプライアンス担当者が主体となって各部署のコンプライアンス体制を構築することを検討する。

### コンプライアンス担当者とは

コンプライアンス違反の早期発見等を目的として、コンプライアンスに関する施策の周知や法令違反を発見した際に報告を行う役割を担っている者。各拠点の責任者を中心に選任されている。

## ⑦法令違反に関する疑問が生じた場合の対応方法の見直し

法令違反に関する適切な報告がなされないことを防ぐため、報告ルートを見直し、適切な報告が行われなかった場合には人事処分を行う。

既存の商品・サービス・事業について法令違反の疑いがある場合には、コンプライアンス委員会に事業を停止する権限を付与する。

## 3. 建築請負事業体制の見直し

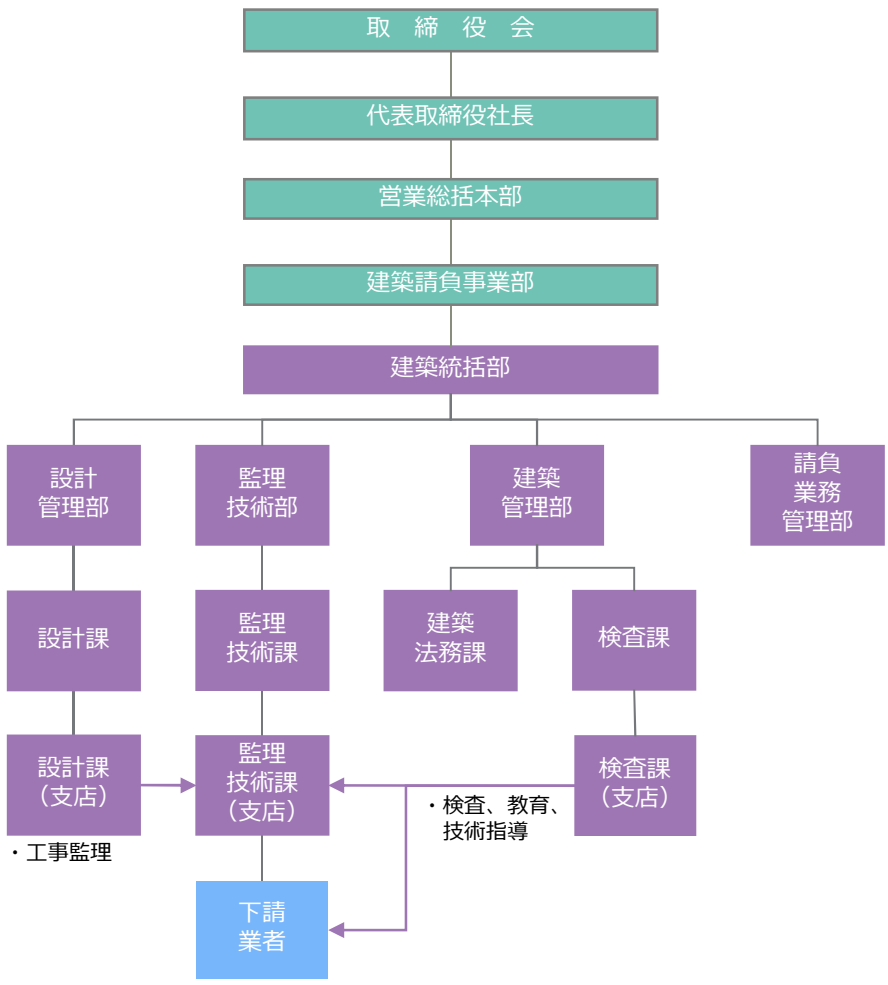
- ① 新商品等の開発プロセスの改善
- ② 確認申請図作成段階のチェック体制の見直し
- ③ 工事監理体制の見直しによる適切な工事監理の実施
- ④ 適切な施工管理の実施による施工品質の確保
- ⑤ コンプライアンス統括部建築法務部による検査の実施
- ⑥ コンプライアンス統括部建築法務部による研修の実施

# ▶ 建築請負事業体制の見直し

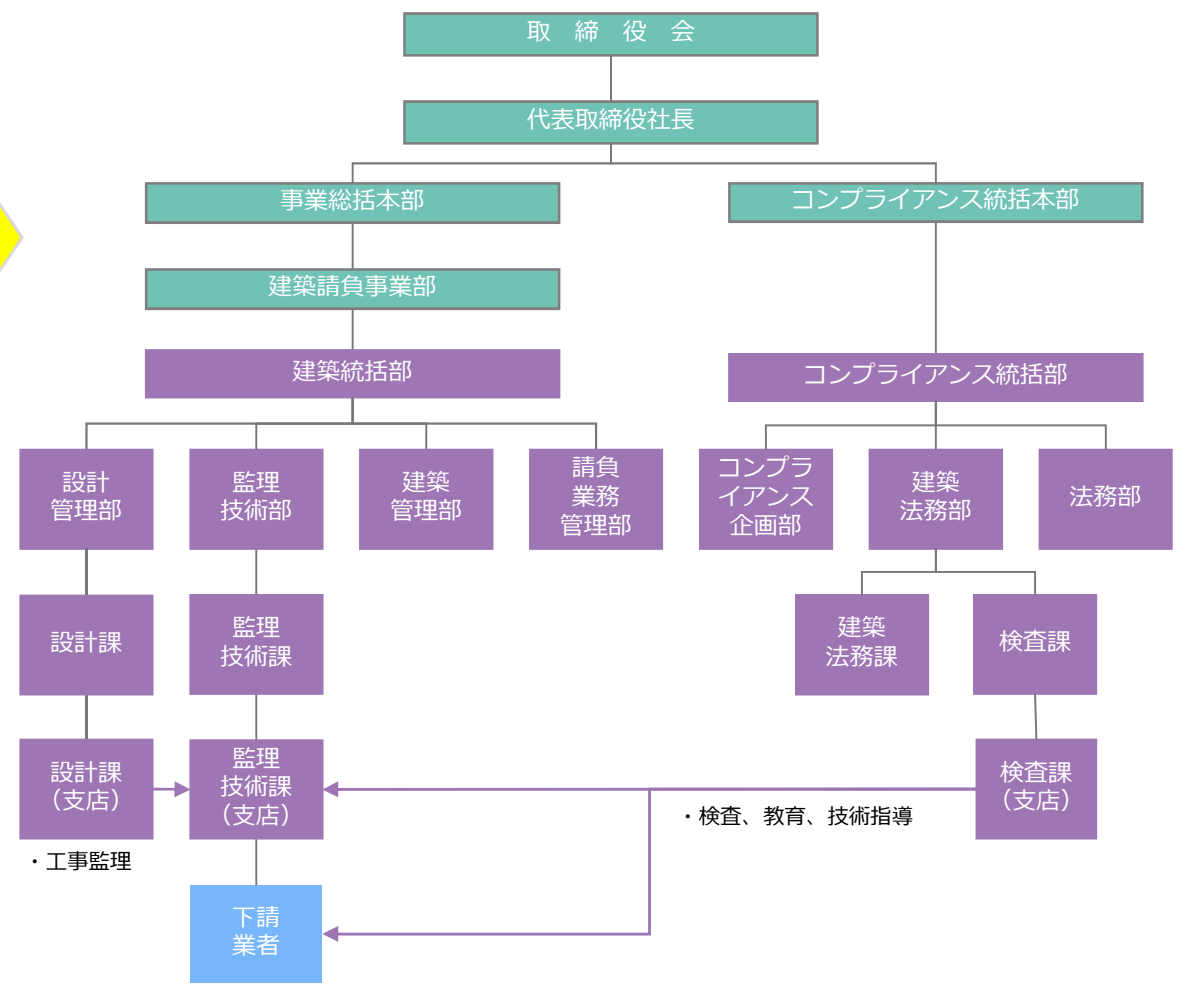
## 建築請負事業体制の見直し

建築統括部内にて検査、教育など行っていたが、建築請負事業体制を見直し、コンプライアンス統括部内に建築法務部を設置し、事業部外から検査、教育、技術指導を行う。また、事業部外から統制活動のモニタリングを行う。

### 【変更前】



### 【変更後】



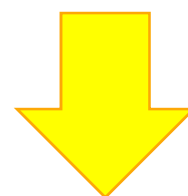
# ▶ 建築請負事業体制の見直し

## ① 新商品等の開発プロセスの改善

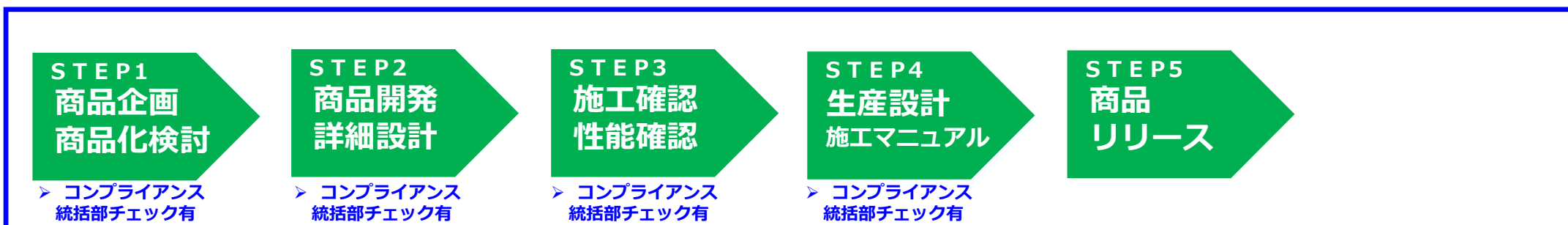
界壁等の施工不備問題の原因として新商品等の開発における法令適合性の検討に関する部署やルールが明文化されていなかったこと、各種図面間で齟齬が生じていたことが挙げられることから、新商品等（バージョン・部材の変更等を含む。）を開発するにあたっては、新商品等の開発プロセスを細分化した上で、各プロセスにおいて、法令適合性を含む詳細な検討を行うこととした。

### 【開発プロセスの追加】

#### 【変更前】

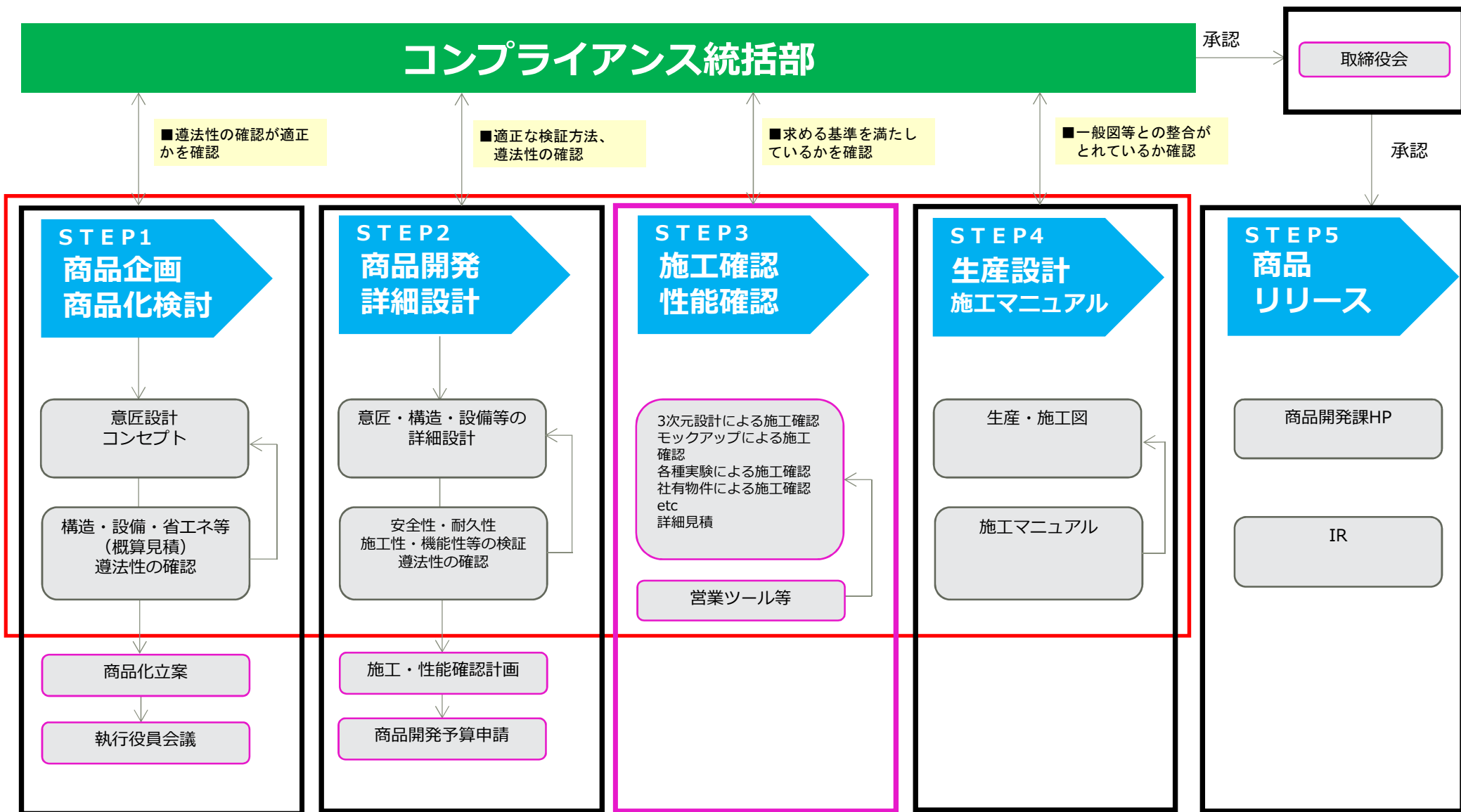


#### 【変更後】



# ▶ 建築請負事業体制の見直し

## ①新商品等の開発プロセスの改善 【変更後商品開発プロセス】



※商品リリース後にデザイン変更、及び、使用材料、認定・告示仕様の変更を行なう場合においては、コンプライアンス統括部での承認を経た上で決裁権限規定に基づいて決裁承認を得るものとする。

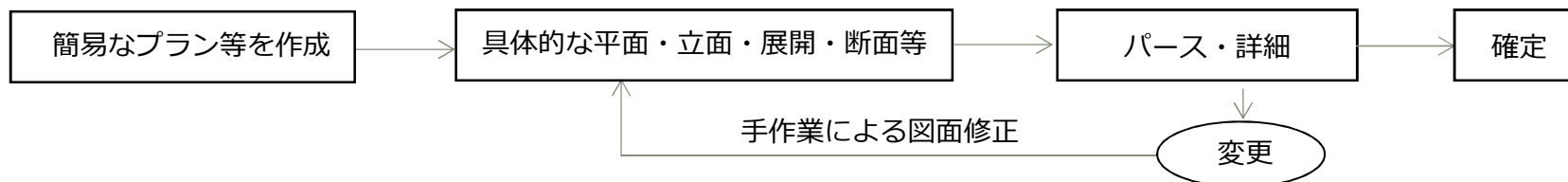
# 建築請負事業体制の見直し

## ①新商品等の開発プロセスの改善

### 【ビルディング インフォメーション モデリング (BIM) の導入】

#### 変更前

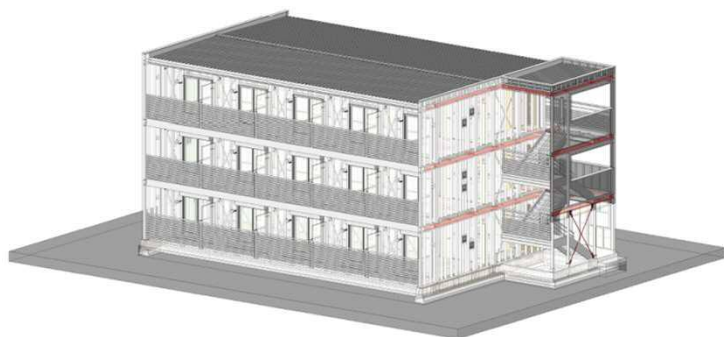
※ BIMを使用しない場合



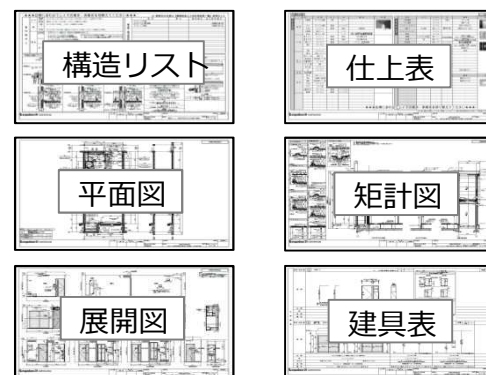
#### 変更後

※ BIMを使用した場合

初期段階での3次元デジタルモデル(模型)作成



自動化



#### その他のメリット

##### ■メリット-1

- ・干渉部位等を目視で確認可能
- ・修正内容を図面に自動反映

##### ■メリット-2

- ・お客様に3Dイメージを伝え易い。

##### ■メリット-3

- ・施工者への意思疎通がスムーズ。
- ・材料の数量出しが容易。

##### ■メリット-4

- ・環境等の解析が可能。

##### ■メリット-5

- ・経年の補修履歴の確認がし易い。

# ▶ 建築請負事業体制の見直し

## ② 確認申請図作成段階のチェック体制の見直し

従来から、確認申請図及び施工図については、各図面の整合性の確認、法令適合性の確認を行なうこととしていたが、その確認を行なうための必要な時間が十分に確保できていなかった。

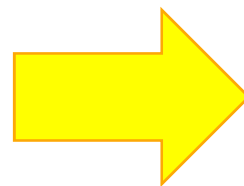
今後は、設計工程に各図面の整合性の確認、法令適合性の確認を行なう日程を予め組み込み、確実な確認を実施することとした。

確認申請図面：構造リスト、仕上表、平面詳細図、展開図、建具表等

施工図面：梁合番図、壁パネル配置図、ALCパネル配置図等

### 【変更前】

設計工程に図面の整合性確認日や法令適合性確認日が組み込まれておらず、確認に必要な時間も十分に確保出来ていなかった



### 【変更後】

設計工程に下記確認日を組み込むことで確実な確認を実施

- 各図面の整合性確認日
- 法令適合性の確認日



# ▶ 建築請負事業体制の見直し

## ③ 工事監理体制の見直しによる適切な工事監理の実施

### i. 重要工程における立会い確認による工事監理の実施

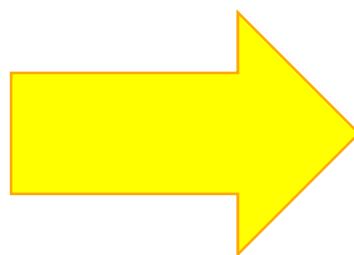
工事監理体制の厳格化を図るため、立会い確認による工事監理を行なう工程を追加した。

## 重要8工程における立会い確認による工事監理を 5工程⇒8工程に変更(2019年4月～)

### 【変更前】

- ・地盤改良等
- ・基礎(配置)
- ・基礎(配筋・アンカー)
- ・基礎(コンクリート)
- ・上棟(中間検査①)
- ・耐火被覆
- ・木工事中間(中間検査②:界壁)
- ・竣工工事

※耐火被覆は耐火建築物のみ



### 【変更後】

- ・地盤改良等
- ・基礎(配置)
- ・基礎(配筋・アンカー)
- ・基礎(コンクリート)
- ・上棟(中間検査①)
- ・耐火被覆
- ・木工事中間(中間検査②:界壁)
- ・竣工工事

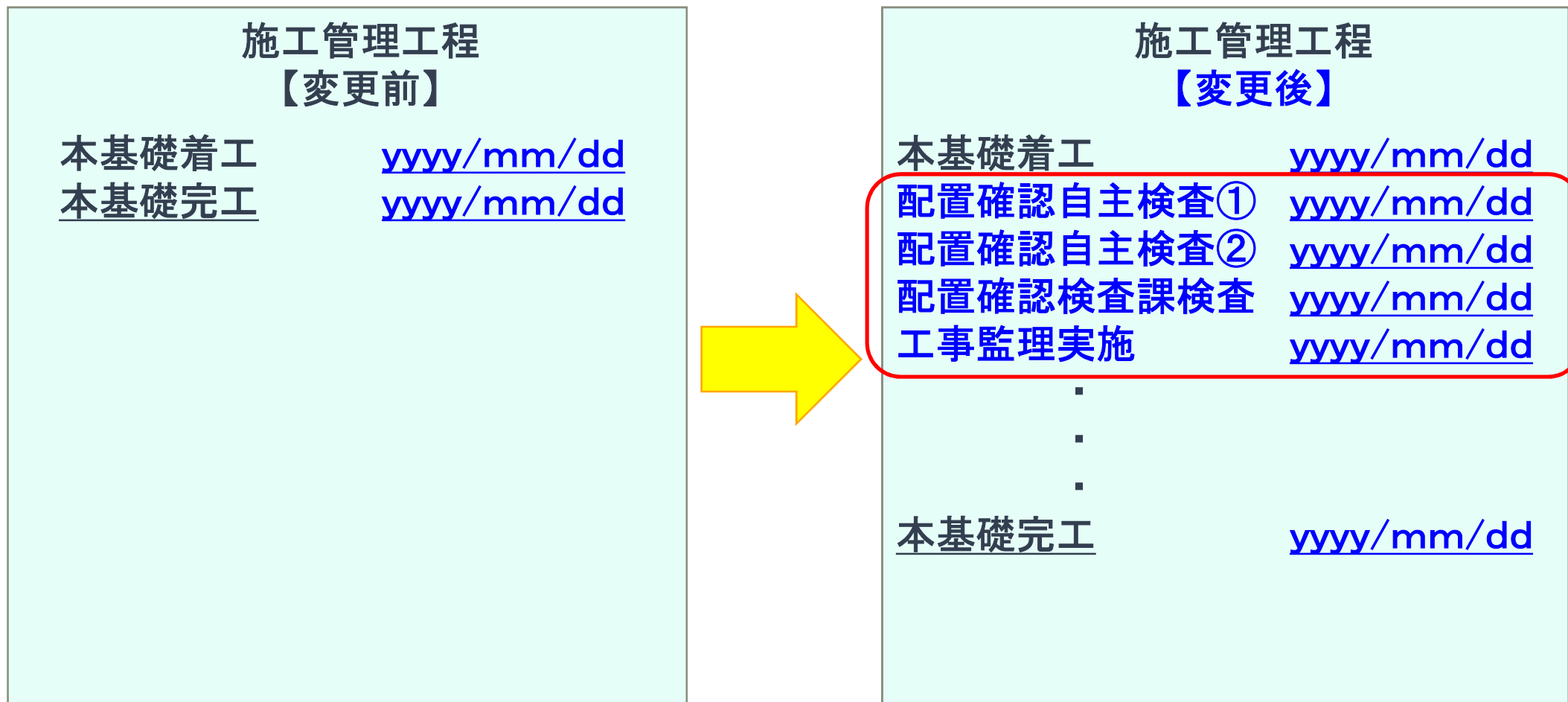
※耐火建築物:8工程・準耐火建築物:  
7工程

# ▶ 建築請負事業体制の見直し

## ③ 工事監理体制の見直しによる適切な工事監理の実施

### ii. 工事監理実施日の施工管理工程への組み込み

従来組込まれていなかった工事監理実施日及び自主検査実施日を施工管理工程へ組み込むことにより適切な工事監理、施工管理を実施する。



## ④適切な施工管理の実施による施工品質の確保

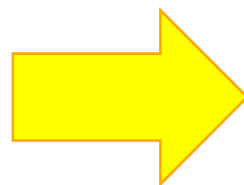
### i. 主任技術者等の適切な配置による施工管理体制の確保

当時、主任技術者の数が物件数に比して慢性的に不足していたため、各物件の主任技術者が実際に足を運んで工程検査を行うことはほとんど出来ていなかった。また、主任技術者において支店の担当者を通じて工程検査を徹底していたとも言いがたい状況であった。

現在の当社は、適正な施工を確保するために十分な数の技術者（主任技術者、監理技術者）を配置しており、システムによる担当物件の適切な配置等を確保することができる体制としている。

### 【 当 時 】

- 慢性的な主任技術者不足
- 足を運んでの主任技術者による工程検査の不徹底等



### 【 現 在 】

- 十分な数の技術者（主任技術者・監理技術者）を配置
- システムにより担当物件の適切な配置を確保・管理

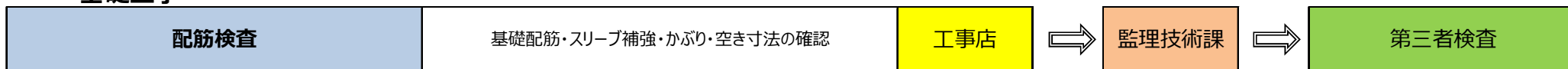
# ▶ 建築請負事業体制の見直し

## ④適切な施工管理の実施による施工品質の確保

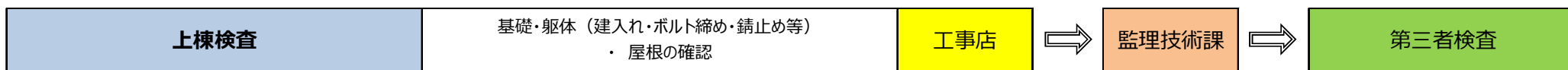
### ii. 重要工程における第三者による検査項目の追加

配筋検査、上棟検査、防水検査、界壁検査について第三者による検査を行っていたが、耐火被覆検査についても第三者による検査を実施する。

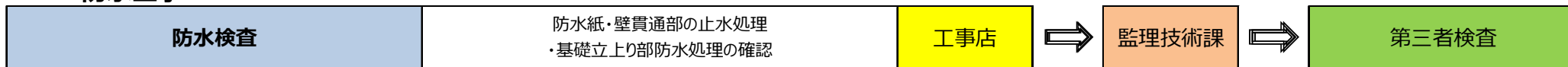
#### 基礎工事



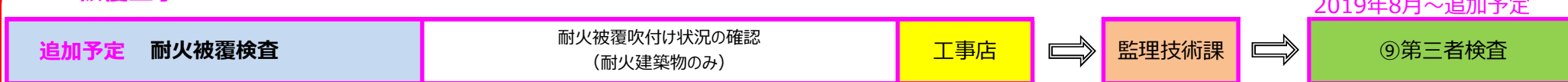
#### 建方工事



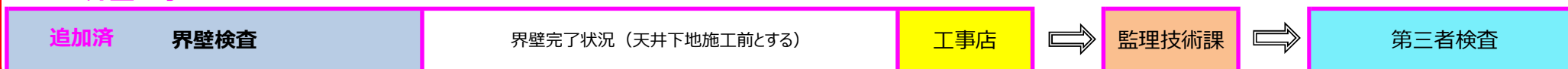
#### 防水工事



#### 被覆工事



#### 界壁工事



# 建築請負事業体制の見直し

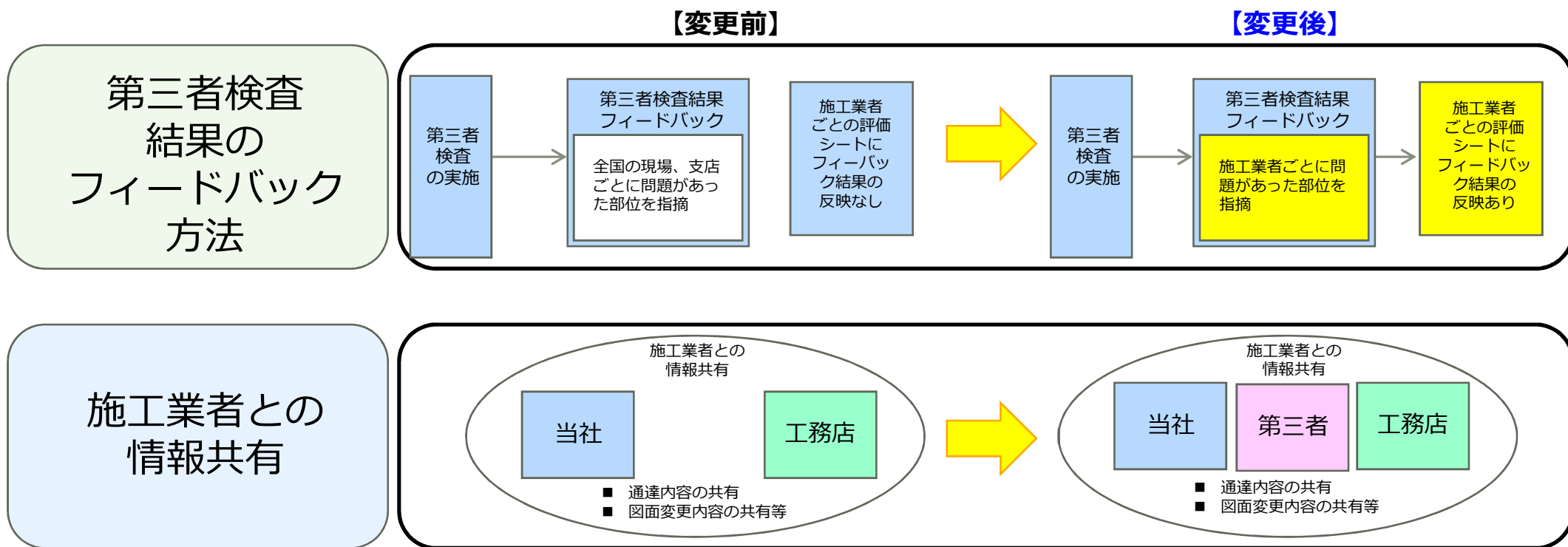
## ④適切な施工管理の実施による施工品質の確保

### iii. 施工業者による施工品質の確保及び向上

施工業者への発注にあたっては、かねてより、工期、建物の品質等を確保するため、業者ごとに評価シート等を用いた施工能力等の評価を行い、同評価に基づいて次の発注の可否等の決定を行っていた。

今後は、施工業者ごとに第三者検査業者による施工内容の評価（部位別に施工不備の有無等进行检查し、不備率等について数値化する）を行い、その内容をフィードバックし、施工業者の施工品質の向上を図る。また、評価の内容を前記評価シートに反映することによって、評価に応じた施工業者への教育を行なう。

施工業者に対しては、定期的に当社通達内容の共有、当社図面の変更の共有を行なう機会を設けていたが、今後は、第三者も交えて実施することとする。



# ▶ 建築請負事業体制の見直し

## ⑤コンプライアンス統括部建築法務部による検査の実施

施工管理及び工事監理体制上の不備が認められたことから、施工管理及び工事監理の適正な実施を確保するため、以下のとおり、コンプライアンス統括部建築法務部による検査を実施し、検査体制を強化する。

### コンプライア ンス統括部 建築法務部に よる 検査の実施

#### ✓ 工事監理に関する検査の実施

工事中や工事完了した物件の工事監理業務及び各書類の保管状況等の検査をコンプライアンス統括部建築法務部にて実施する

#### ✓ トリプルチェック体制による検査の徹底

施工管理が適切に実施されているかについて、従来から施工業者による自主検査、工事担当者による自主検査(写真による記録)を行なうこととしていた。  
今後は、コンプライアンス統括部建築法務部において、施工マニュアルや設計図書どおりに施工されているかの検査を行ない、写真等の検査記録を残すこととする

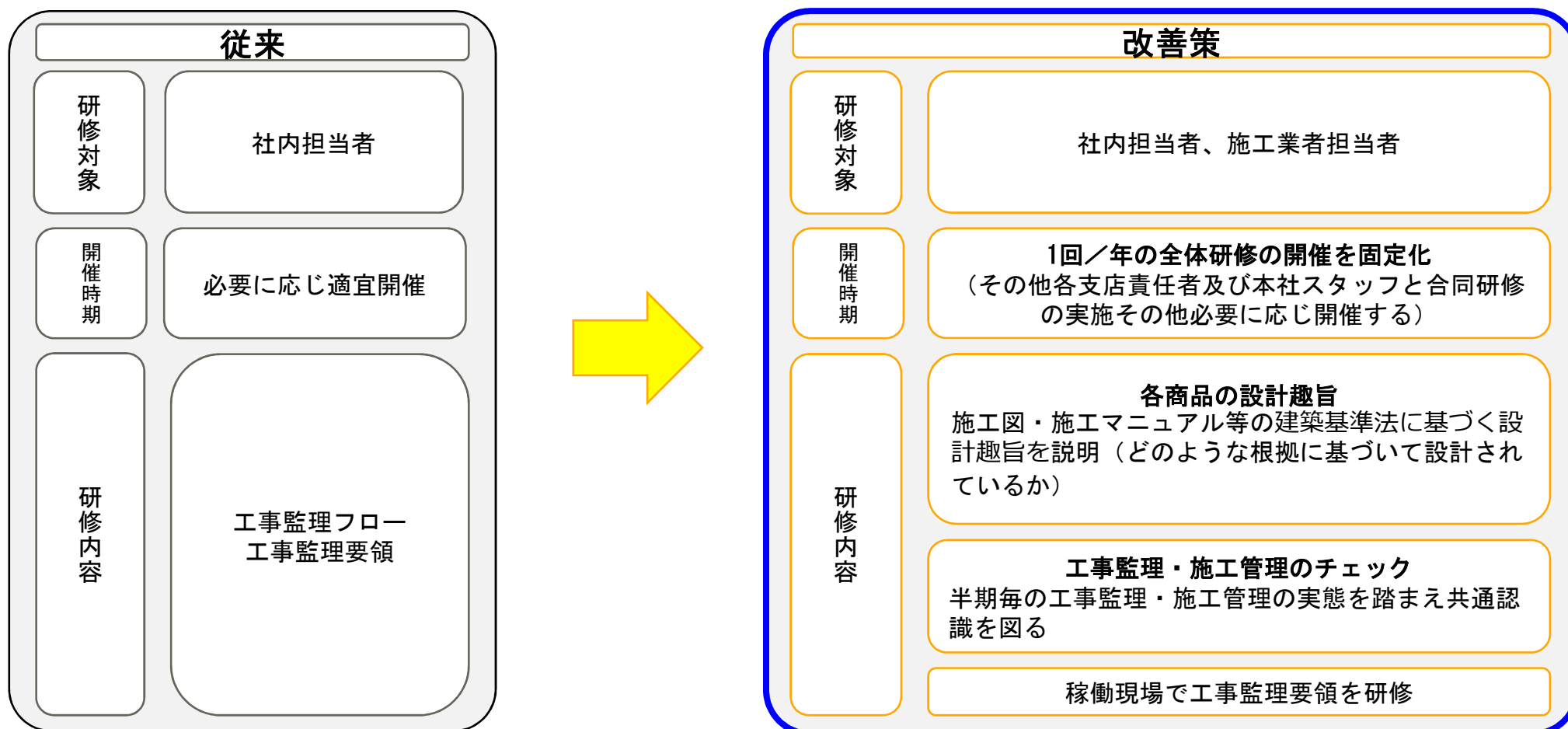
#### ✓ 品質を確保する適正な工程の確保

施工管理及び工事監理が適切に行われているかについて、建築法務部による検査を行った結果、施工管理及び工事監理が行われていないまたは不十分である等が判明した場合には、自主検査の再実施及び工事日程の組直しを指示することとする

# 建築請負事業体制の見直し

## ⑥コンプライアンス統括部建築法務部による研修の実施

建築法務部において、社内担当者及び施工業者担当者を対象として、各商品の設計趣旨、施工品質・工事監理の重要性等に関する研修を実施することとした。



1. はじめに
2. 界壁等の施工不備の概要
3. 原因・背景について
4. 再発防止策について
5. 経営陣の責任について



# ▶ 経営陣の責任について

## ① 役員報酬の減額

2019年5月9日付「業績予想の修正に関するお知らせ」でリリースいたしましたとおり、経営責任を明らかにするため、以下の通り役員報酬の減額をいたしました。

**期間** 2019年5月～2020年3月

**対象** 取締役・監査役・執行役員

<b>内容</b>	代表取締役	60%
	その他の社内取締役	45%～55%
	常勤監査役	35%
	執行役員	35%～45%

## ② 役員 の 退任

界壁等の施工不備問題によって毀損した信用及び業績の早期の回復を目的とし、経営体制の刷新を図るため、役員 の 異動について以下のとおり決定いたしました。

### ア 代表取締役の退任

2019年5月10日付「代表取締役及び執行役員 の 異動に関するお知らせ」でリリースいたしましたとおり、代表取締役社長執行役員 深山英世が退任することとし、第46期株主総会（2019年6月27日開催予定）をもって任期終了により取締役も退任することとしております。

### イ その他の取締役の退任

2019年5月29日付「役員 の 異動に関するお知らせ」でリリースいたしましたとおり、以下の取締役につきましては、第46期株主総会をもって任期終了により取締役を退任することとしております。

取締役副社長執行役員	深山	忠広
取締役専務執行役員	関谷	讓
取締役専務執行役員	武田	浩
取締役専務執行役員	田尻	和人
取締役常務執行役員	原田	博行
取締役常務執行役員	伊東	弘美